第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　原子力災害対策指針

第六条の二　原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2　原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項

二　原子力災害対策の実施体制に関する事項

三　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

3　原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七条第一項中「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「）及び」を「）並びに」に改め、「包括する」の下に「都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する」を加え、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第八条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事に」を「関係周辺都道府県知事に」に改め、「おいて」の下に「、原子力規制委員会は内閣総理大臣に」を加え、「関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に」を「関係周辺都道府県知事は関係周辺市町村長に、」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第九条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

第九条第七項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十条第一項中「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会、」に、「主務大臣、」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会、」に、「及び関係隣接都道府県知事（」を「並びに関係周辺都道府県知事（」に、「主務大臣並びに」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに」に、「関係隣接都道府県知事は」を「関係周辺都道府県知事は」に改め、同条第二項中「主務大臣に対し」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し」に、「主務大臣は」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は」に改める。

第十一条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に、「及び関係隣接都道府県知事」を「並びに関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条第七項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十二条の見出しを「（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「の拠点」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点」を加え、「主務省令」を「内閣府令」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「緊急事態応急対策等拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、「あらかじめ」の下に「、原子力規制委員会」を加え、同条第四項中「緊急事態応急対策等拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「主務省令」を「内閣府令」に改め、「定めるもの」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるもの」を加え、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同条に次の一項を加える。

6　内閣総理大臣は、第一項及び第四項の内閣府令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第十三条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「主務省令」を「内閣府令」に改め、同条に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若しくは改廃又は計画の作成をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（防災訓練の結果の報告）

第十三条の二　原子力事業者は、第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の規定により行った防災訓練（同項に規定する災害予防責任者と共同して行ったものを除く。次項において同じ。）につき、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その実施の結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に当該報告に係る書類の写しを送付するものとする。

2　原子力規制委員会は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないと認めるときは、内閣総理大臣の意見を聴いて、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第一号中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条第四項中「、原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、「行う旨」の下に「及び次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　原子力災害事後対策を実施すべき区域

二　前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

第十六条第一項中「緊急事態応急対策」の下に「及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）」を加える。

第十七条第四項中「主務大臣」を「内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長及び国土交通大臣）」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「原子力災害対策本部に、」の下に「原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては」を、「同じ。）」の下に「において、原子力緊急事態解除宣言があった時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあっ